

大雨等被害による義援金の受付について

平成29年9月17日に通過した台風による記録的大雨等により、大分県では大きな被害が発生し、複数の市で災害救助法が適用されました。

この災害で被災されたかたへの支援のため、妙高市共同募金委員会では、下記のとおり義援金を受付しています。皆さんの温かいご支援をよろしくお願いいたします。

なお、お寄せいただいた義援金は配分委員会を通じて、被災者に配分されます。

記

1. 義援金の受付

大分県共同募金会による義援金募集

- ①義援金の名称「台風18号大分県災害義援金」
- ②受付期間 平成30年3月30日（金）まで

2. 受付場所

- ・いきいきプラザ 1階 入口受付、3階 社会福祉協議会窓口
 - ・妙高保健センター 1階 社会福祉協議会妙高支所
 - ・妙高高原支所 1階 社会福祉協議会妙高高原支所
- ※領収書が必要なかたは、窓口でその旨をお伝えください。領収書を発行します。

3. 問い合わせ

妙高市共同募金委員会(妙高市社会福祉協議会)
妙高市中町4番16号 いきいきプラザ3階
電話 0255-72-7660